

【令和8年度】宮古市空き家等利活用補助金（取得）について

次のとおり、移住者が居住のために**空き家を取得する場合の取得費用の一部を補助**します。補助金の申請を希望される方は、以下の内容をご確認の上、宮古市企画課企画創生係までお問い合わせください。

1 申請受付期間について

令和8年度の申請受付期間は、**令和8年4月1日から令和8年12月25日まで**とします。なお、先着での受付となりますので、予算枠に達した段階で募集を締め切ることがあります。

2 補助金の交付要件について

補助金の主な交付要件は、以下のいずれにも該当する方です。

- 申請日時点で現在宮古市外に居住しており、宮古市への移住を希望される方又は宮古市に転入して3年を経過していない方
- 宮古市**空き家バンクに掲載している物件を購入**し、当該物件に令和9年3月10日までに居住を開始し、以後10年以上居住のために活用する意思がある方

3 補助金額について

補助金の額は、以下のいずれか低い額の10/10（千円未満の端数切捨て）が対象となります。なお、**上限額は50万円**となります。

- A 対象となる空き家の購入費用（※土地購入費用は含みません）
- B 対象となる空き家の申請日時点の直近の固定資産税課税標準額

4 必要書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

No	内容
(1)	補助金交付申請書
(2)	住民票謄本（世帯員全員分のもので、省略のないもの）
(3)	本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカードなど）

5 その他特記事項

- 物件の売買契約は、補助金交付決定後に締結していただく必要があります。
- 物件の購入後、令和9年3月10日までに当該物件に居住を開始する必要があります。

【お問い合わせ】宮古市 企画課 企画創生係 （直通）0193-68-9064